医政発 0226 第 10 号 平成 27 年 2 月 26 日

一般社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長(三二)

臨床修練病院等及び臨床教授等病院の指定に係る標準的な処理期間の 設定について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。



医政発 0226 第 9 号 平成 27 年 2 月 26 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 自己追

臨床修練病院等及び臨床教授等病院の指定に係る標準的な処理期間の 設定について

平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)第2条第5号の規定による臨床修練病院等の指定については、その迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定することとされました。

これを受けて、同法第2条第5号及び第13項の規定による臨床修練病院等及び臨床教授等病院の指定について、事前調整を含めた標準的な処理期間を45日と設定することとしましたので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の市町村(特別区を含む。)、医療機関、関係団体等に周知をお願いいたします。